

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2013年3月22日

No.16

60歳以降の無年金に対する 補填として「調整手当」支給の提案を受ける！

中央本部は、21日10時に、「嘱託社員における調整手当の新設について」の提案を受けました。

中央本部は、平成25年度以降に60歳に到達する嘱託社員から老齢厚生年金（報酬比例部分）が段階的に引き上げられることから、無年金となる嘱託社員に対して会社が責任を持って補填することを求めています。

これを受けて会社は、以下の通り考え方を示しました。

嘱託社員における調整手当の新設について

平成25年度より老齢厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢引き上げに伴う措置として、以下の通り調整手当を支給することとする。

1. 支給額

基本賃金が180,000円の嘱託社員	月額 36,000円
基本賃金が160,000円の嘱託社員	月額 42,000円
基本賃金が150,000円の嘱託社員	月額 45,000円
基本賃金が140,000円の嘱託社員	月額 47,000円
基本賃金が130,000円の嘱託社員	月額 48,000円

2. 支給期間

老齢厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢に達する日の属する月までの間とする。

3. 実施時期

平成25年5月1日以降、嘱託社員として採用される者から実施する。

4. その他

調整手当については基準内賃金とする

提案の際会社に対して、「対象者は雇用・賃金に対して不安を抱えていることから会社として誠意ある対応をすること」を求めました。これに対して会社は、「平成25年度60歳を迎える社員に対しては3月25日以降、団体交渉を踏まえることを前提にして上記の内容で説明する」と回答しました。

今後、問題点を集約し要求の前進に向けて団体交渉を行ないます。

以上